

令和2年4月30日

朝来市内小・中学校
児童生徒保護者の皆さんへ

朝来市教育委員会

休業協力要請を受けての一斉臨時休業の延長について（お知らせ）

このたび、国の緊急事態宣言を受けて、本市においても登校可能日を伴わない臨時休業日を5月6日まで設定しておりました。

登校再開に向け、準備をしておりましたが、県の臨時休業期間の延長を重く受け止め、登校可能日を伴わない臨時休業日を5月31日まで延長することになりました。

教育活動の再開を心待ちにしている中で、さらに臨時休業期間を延長することを大変心苦しく思っておりますが、朝来市の子どもたちの命を守るための苦渋の決断です。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の解除等、状況の変化に応じて変更が生じた場合は、ご連絡させていただきます。